

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局総務課長  
( 公 印 省 略 )

冬季における年次有給休暇の取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和4年10月28日公表の「令和4年就労条件総合調査」の結果によると、令和3年に58.3%と前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上之年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度<sup>(※1)</sup>や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休<sup>(※2)</sup>については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この冬における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスターを掲示していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本ポスター・リーフレットは、以下に掲載していますので、併せて御活用いただくとともに、紙媒体の配布による周知を行うにあたり追加でリーフレットが必要な場合は、当課より送付させていただきたいため、下記担当までご連絡ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>  
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

(担当) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室  
TEL:03-5253-1111 (内線 7915) 鎌田

## (文例 1)

**働き方の新しいスタイル**



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

休暇をとって、いつもと違う冬を探しに行こう。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

## 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。

詳しくは、〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

## (文例 2)



新しい働き方・休み方を  
実践するために  
**年次有給休暇**を  
上手に活用しましょう

Refresh/  
もっと自分らしい  
**働き方  
休み方**

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。

●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

## 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

詳しくは、〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。